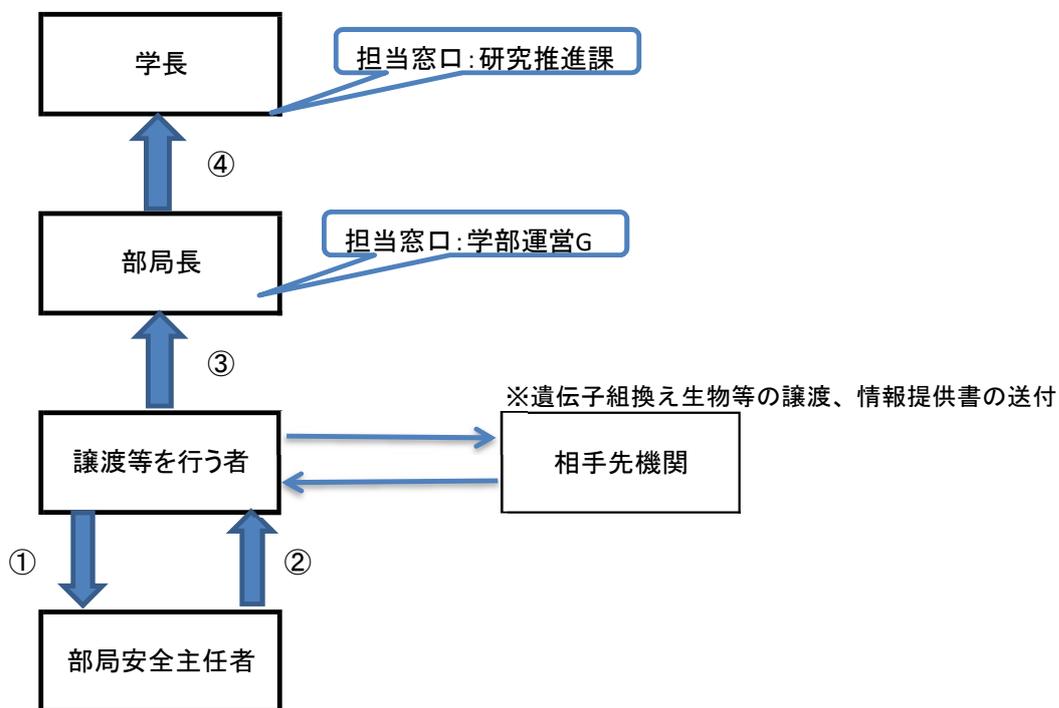


遺伝子組換え生物等の譲渡等手続きについて



- ① 譲渡等を行う者から部局安全主任者へ遺伝子組換え生物等の譲渡等申請書及び情報提供書を送付
(相手先から譲り受ける場合、情報提供書は相手先様式でかまわない)
- ② 安全主任者が遺伝子組換え生物等の譲渡等申請書及び情報提供書を確認する
- ③ 安全主任者確認後、遺伝子組換え生物等の譲渡等申請書及び情報提供書を部局長へ提出
- ④ 遺伝子組換え生物等の譲渡等申請書及び情報提供書は、部局長を経由して、学長へ提出する
(申請書類は、学部運営Gを経由して研究推進課へ提出ください)

問合先：研究推進課（6580）